

第 14 回

三 重 県

景 観 審 議 会 議 案

- ◎ 日 時 : 令和 3 年 1 月 15 日 (金) 午後 2 時 30 分から
- ◎ 場 所 : 津市羽所町 525-1
JA 三重健保会館 3 階 大研修室

三重県景観審議会

事務局 : 県土整備部 都市政策課

第14回景観審議会

1 審議事項

番 号	議 案
1	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインの変更について

※赤字部分が変更・追記箇所です。

太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン

平成 29 年 1 月 6 日
令和 2 年 2 月 26 日変更
(令和 3 年〇月〇日変更)
三重県県土整備部

1 背景と目的はじめに

太陽光発電施設は、その面的な広がりから、相当距離が離れた場所からも視認され、場合によっては、広大な敷地がパネルで埋め尽くされたような印象を受けます。また、反射により周囲の景観から浮き立つなど、目立つことも懸念されます。このことから、太陽光発電施設の設置にあたっては、景観への影響をできる限り回避・低減するための工夫や対策を講じていただく必要があります。

このガイドラインは、太陽光発電施設の設置に関し、三重県景観計画及び熊野川流域景観計画に定める景観形成基準への適合のために留意すべき基本的な事項を取りまとめたもので、設置者（事業者）が、このガイドラインに沿って設置計画を進めることで、地域の良い景観の形成に寄与するために定めたものです。

(追記案 1)

とりわけ世界遺産の登録資産である熊野川、その背後にある紀伊山地の豊かな自然景観、集落における日常の暮らしから生まれた熊野川流域の景観は、かけがえのない資産です。この資産を守り、次の世代へ引き継いでいくため、太陽光発電施設を設置することにより、世界遺産を有する地域としての魅力が失われることがないよう、熊野川流域景観計画区域内への設置については、十分留意してください。

(追記案 2)

とりわけ世界遺産の登録資産である熊野川、その背後にある紀伊山地の豊かな自然景観、集落における日常の暮らしから生まれた熊野川流域の景観は、かけがえのない資産です。この資産を守り、次の世代へ引き継いでいくため、熊野川流域景観計画区域内にはできる限り太陽光発電施設を設置しないようご理解いただくとともに、設置する場合は、世界遺産を有する地域としての魅力が失われることがないよう、特に定める配慮事項に十分留意してください。

※追記案1と追記案2では、下線部分が異なります。

なお、県内市町においては、本ガイドラインを参考に、より地域の実情に即した内容で運用していただくことが望ましいと考えています。

2-1 三重県景観計画区域内における配慮事項

周辺景観との調和に配慮し、次のとおりとします。ただし、設置場所の周辺の状況から特別な配慮が必要な場合は、この限りではありません。

(1) 色彩、素材

- ① 太陽電池モジュール（太陽光パネル）の色彩は、周囲の景観と調和した色彩（建築物の屋根等に設置する場合は、屋根等と一体的に見える色彩）とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、ダークグレー又はダークブラウンの中から選択すること。
- ② 太陽電池モジュールは、低反射（反射光を抑える処置がなされたもの）で、文字や絵、図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用すること。
- ③ フレームや架台の色彩は、太陽電池モジュールと同様に、周囲の景観と調和した色彩とすること。
- ④ パワーコンディショナー、キュービクル、フェンス等の附属設備の色彩は、周囲から太陽光発電施設が見えないような措置等を行う場合を除き、ダークブラウン等、周囲の景観と調和した色彩（建築物に設置する場合は、建築物と一体的に見える色彩）とすること。

(2) 配置、緑化等

- ① 太陽電池モジュールの向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とすること。
- ② 自動車や歩行者等の交通量の多い道路から見える場所や民家等に隣接した場所に設置する場合は、直接見えないよう植栽等で目隠しを行うなど、できる限り目立たないようにすること。
- ③ 主要な視点場から望見できる場所や山の斜面に設置する場合は、施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散して配置したり、植栽するなど、人工物（土台や支柱を含む）の存在感を軽減させる工夫をすること。
- ④ 尾根線上への設置は避けるとともに、丘陵地や高台に設置する場合は、太陽光発電施設が突出しないようにすること（土地の形状に違和感を与えないこと）。
- ⑤ 勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しのないように設置すること。
- ⑥ 陸屋根に設置する場合は、パネルの最上部をできるだけ低くし、目隠し等の修景を図ること。

2-2 熊野川流域景観計画区域（※）内における配慮事項

周辺景観との調和に特に配慮し、次のとおりとします。

※熊野川流域景観計画区域

熊野市（小船、楊枝、和気）、紀宝町（浅里、瀬原、北桧杖、鮎田）

(1) 色彩、素材

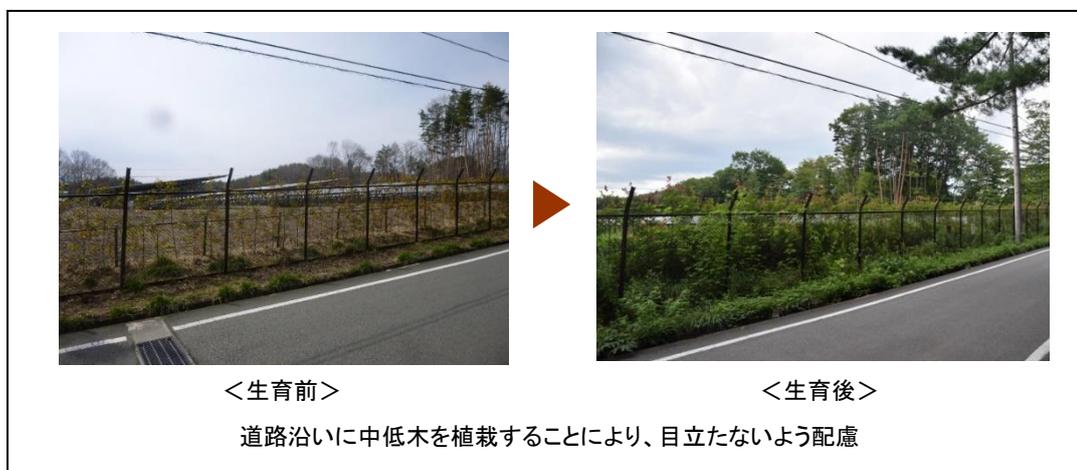
- ① 太陽電池モジュール（太陽光パネル）の色彩は、周囲の景観と調和した色彩（建築物の屋根等に設置する場合は、屋根等と一体的に見える色彩）とし、低明度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、ダークグレー又はダークブラウンの中から選択すること。
- ② 太陽電池モジュールは、低反射（反射光を抑える処置がなされたもの）で、文字や絵、図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用すること。
- ③ フレームや架台の色彩は、黒、ダークグレー又はダークブラウンとすること。
- ④ フェンスの色彩は、ダークブラウンとすること。また、パワーコンディショナー、キュービクル等の附属設備の色彩は、周囲から太陽光発電施設が見えないような措置等を行う場合を除き、ダークブラウン等、周囲の景観と調和した色彩（建築物に設置する場合は、建築物と一体的に見える色彩）とすること。

(2) 配置、緑化等

- ① 太陽電池モジュールの向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とすること。
- ② 熊野川や国道 168 (169) 号から望見できる場所や民家等に隣接した場所に設置する場合は、直接見えないよう植栽等で目隠しを行うなど、できる限り目立たないようにすること。
- ③ 施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散して配置したり、植栽するなど、人工物（土台や支柱を含む）の存在感を軽減させる工夫をすること。
- ④ 尾根線上への設置は避けるとともに、丘陵地や高台に設置する場合は、太陽光発電施設が突出しないようにすること（土地の形状に違和感を与えないこと）。
- ⑤ 勾配屋根に設置する場合は、屋根からの突き出しのないように設置すること。
- ⑥ 陸屋根に設置する場合は、パネルの最上部をできるだけ低くし、目隠し等の修景を図ること。

＜参考1＞ 景観への配慮事例

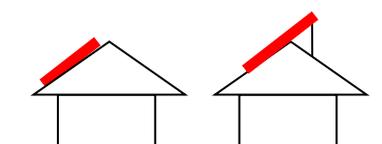
※写真は例であり、特定のメーカー等を指定するものではありません。



分散配置、芝草植栽により、眺望に配慮

＜参考2＞ 建築物の屋根に設置する場合の判断例

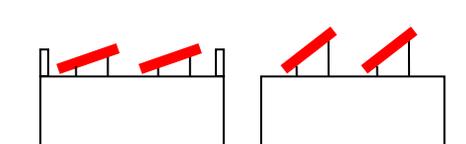
(勾配屋根の場合)



適合○

不適合×

(陸屋根の場合)



適合○

不適合×

※  は、太陽電池モジュールを示しています。

3 維持管理及び撤去・処分

太陽光発電施設（附属設備を含む）及び敷地については、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観の悪化を防ぐよう努めてください。また、太陽光発電施設（附属設備を含む）の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後は可能な限り速やかに行うよう努めてください。

4 提出書類

「届出の手引き」に記載する書類に加え、次の資料等を提出してください。

- (1) 太陽電池モジュールの総面積（計算式を含む）が分かる資料
※図面等に記載していただいても結構です。
($\text{〇〇m}^2/\text{枚} \times \text{〇〇枚} = \text{〇〇〇〇m}^2$ など)
- (2) カタログ等（太陽電池モジュールの外観、寸法等の仕様が分かるもの）
- (3) フレームや架台、附属設備の色彩（マンセル値）が分かる資料
※図面等に記載していただいても結構です。
- (4) フォトモンタージュ
※主要な視点場や、景観への影響が想定できる地点（任意）から行為地方向を広角で撮影した写真を使用すること。
※景観への影響を検証する必要があると考えられる地点からの撮影がなされていない場合等は、追加で作成をお願いする場合があります。
- (5) 設置に伴う景観への影響の程度に係る予測結果とその根拠をまとめた資料（別紙「予測結果調書」に記載すること。）
※「景観への影響の種類」欄の各項目について、行為地周辺の景観特性を踏まえ、フォトモンタージュにより検証するなど、景観への影響の程度に係る予測を行い、適切な予測結果を選択（チェック）するとともに、判断の根拠についても記載すること。
※予測の結果、「景観に影響がある」と判断した場合は、景観への影響をできる限り回避・低減することを目的として検討した対策等の内容について記載すること。

5 事前相談

設置者（事業者）は、届出書を提出する前のできる限り早い段階で県に事前相談を行ってください。